## 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会会議の公開に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会の会議(以下「会議」という。)の公開について、その方法等必要な事項を定めるものとする。

## (公開の方法等)

- 第2条 公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- 2 傍聴を認める定員は、10名とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって、事務局が認める者は会議を傍聴できる。
- 4 会議の傍聴に関することは、傍聴要領に定める。
- 5 公開で行う会議の会議資料についてはこれを傍聴者に閲覧させ、又は配布することができる。

## (会議開催の周知)

- 第3条 公開で行う会議を開催するに当たっては、事前に、次の各号に掲げるものを記載 した会議開催の概要を県教育委員会ホームページに掲載し、県民に周知するものとする。 ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りではない。
  - (1)会議の議題
  - (2) 開催の日時及び場所
  - (3) 傍聴の定員
  - (4) 傍聴手続
  - (5) 問合せ先
  - (6) その他

## (会議内容の公開)

第4条 会議開催後は、県民への啓発が必要な事項については、県教育委員会ホームページに掲載し、速やかに公開するものとする。

(その他)

第5条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。